

2 豊議第 176 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 11 月 6 日

豊山町監査委員 大 野 眞 一

豊山町監査委員 水 野 晃

定例監査の結果報告書

1 監査対象

生活福祉部住民課・福祉課・保険課の事務監査について（令和2年度）
対象

①職員の配置状況②課の組織及び事務分掌の状況③時間外勤務状況

④委託契約の状況（1契約50万円以上）⑤工事請負契約の状況（1契約100万円以上）

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日

3 監査の実施日

令和2年10月20日

4 監査の概要

住民課・福祉課・保険課の所管事務について監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聞き、事務事業の執行が適切かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、住民課・福祉課・保険課の所管事務事業の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。

定例監査の結果報告書

1 監査対象

産業建設部産業・都市政策課・建設課の事務監査について（令和2年度）
対象

- ①職員の配置状況②課の組織及び事務分掌の状況③時間外勤務状況
- ④委託契約の状況（1契約50万円以上）⑤工事請負契約の状況（1契約100万円以上）

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日

3 監査の実施日

令和2年10月20日

4 監査の概要

産業・都市政策課、建設課の所管事務について監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聞き、事務事業の執行が適切かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、産業・都市政策課、建設課の所管事務事業の執行処理状況について、概ね適正に行われているが、随意契約については慎重な対応を願いたい。

定例監査の結果報告書

1 監査対象

議会事務局の事務監査について（令和2年度）

対象

- ①職員の配置状況②課の組織及び事務分掌の状況③時間外勤務状況
- ④委託契約の状況（1契約50万円以上）⑤工事請負契約の状況（1契約100万円以上）

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日

3 監査の実施日

令和2年10月20日

4 監査の概要

議会事務局の所管事務について監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聞き、事務事業の執行が適切かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、議会事務局の所管事務事業の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。